

令和5年5月26日

浜松市都市整備部土地政策課

TEL 053-457-2373

## 「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行について(お知らせ)

「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)が令和5年5月26日に施行されました。施行より2年間の経過措置期間内に、基礎調査を踏まえた規制区域の指定を行った上で、新たな規制を適用します。

### 盛土規制法の施行に伴う手続き等

○盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定します。(経過措置期間内)

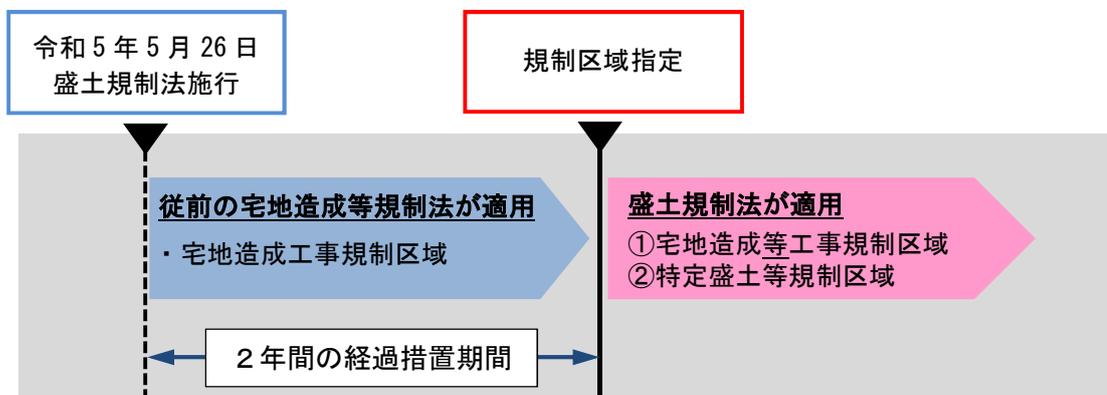
＜規制区域＞

①宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア(森林や農地を含む)

②特定盛土等規制区域

市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)



※盛土規制法に基づく規制区域の指定まで、従前の宅地造成等規制法が適用されます。